

地域計画

策定年月日	令和7年3月31日
更新年月日	令和8年8月24日 (第2回)
目標年度	令和12年度
市町村名 (市町村コード)	一関市 (03209)
地域名 (地域内農業集落名)	上折壁地区 (高沢の一部、千刈田、湯舟)

注:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域計画の区域の状況

区域内の農用地等面積(農業上の利用が行われる農用地等の区域)	116.5 ha
① 農業振興地域のうち農用地区域内の農地面積	116.5 ha
② 田の面積	53.9 ha
③ 畑の面積(果樹、茶等を含む)	62.6 ha
④ 区域内において、規模縮小などの意向のある農地面積の合計	ha
⑤ 区域内において、今後農業を担う者が引き受ける意向のある農地面積の合計	ha
(参考) 区域内における65才以上の農業者の農地面積の合計	52.5 ha
うち後継者不在の農業者の農地面積の合計	21.0 ha
(備考)	

注1:①については、農業振興地域担当部局と調整の上、記載してください。

2:②及び③については、農業委員会の農地台帳の面積(現況地目)に基づき記載してください。

3:④については、規模縮小又は離農の意向のある農地面積を記載してください。

4:⑤については、区域内に特定することができない場合には、引き受ける意向のあるすべての農地面積を記載の上、備考欄にその旨記載してください。

5:(参考)の区域内における〇才以上の農業者の農地面積等については、できる限り記載するように努めてください。

6:「区域内の農用地等面積」に遊休農地が含まれている場合には、備考欄にその面積を記載してください。

(2) 地域農業の現状及び課題

地区の農家数は個別経営農家73戸となっており、兼業農家が大半を占めている。年代別では60歳以上が全体の46%を占め、農業従事者の高齢化が一層進んでいる。10年後には60歳以上が58%に増加し、さらにリタイア農家が続出し耕作放棄地の増加による農地の荒廃が危惧され、地域農業の担い手確保が大きな課題となっている。

新規就農者の参入による、トマト、ピーマンなどの園芸作物の栽培の取り組みがあるが、高齢化による水稻作付の減少と転作田の低利用化など、水田の効果的な利用ができなくなっている。

昭和44年の鳥矢森・堀沢・大洞地区の第2次農業構造改善事業で基盤整備を実施から50年以上経過し、現状の区画では作業効率が悪く、耕作道の狭小や危険を伴う田への進入など機械の大型化が進む昨今の営農に対し、支障をきたしている。また、蛇行している大川の土砂堆積により、暗渠排水口が土砂に埋もれ暗渠排水の機能を失った小さな圃場は湿田となり、水稻のみならず転作作物の対応にも苦慮している状況となっている。

そのような状況の中、令和3年8月に「上折壁地区基盤整備事業推進委員会」を組織し、令和4年4月に県営農業農村整備計画調査地区に決定された。

【地域の基礎的データ】

認定農業者:12人、2法人(1法人見込み)

主な作物:水稻、飼料用米、牧草、トマト、ピーマン、りんご、和牛、乳用牛

(3) 地域における農業の将来の在り方(作物の生産や栽培方法については、必須記載事項)

集落営農組織を新たに組織し、水稻栽培を中心に水田の効率的な活用と収益性の高い農業生産の確立、規模拡大志向のある園芸農家等の育成・支援を行い、集落営農と若手担い手農業者がお互いに協力・連携しながら農業生産活動を目指す。

生産コストや維持管理費の縮減・大型農業機械による効率的な農作業が可能となるほ場環境が求められることから、基盤整備事業を導入し、担い手に農地を集積して効率的な営農を行うことを目指す。

集落営農組織の基本作物は水稻及び飼料用米栽培、高収益作物栽培(ねぎ、野菜等)とし、併せて地場産の農作物を活用した地産地消の取り組みを行う。

若手担い手農業者は、園芸作物の拡大志向を持っていることから、園芸団地を整備し、高収益作物の振興と雇用拡大を図る。また、畜産農家は、まとまった草地等(飼料作物)の確保を図り、自給飼料の安定供給を図る。

2 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標

(1)農用地の効率的かつ総合的な利用に関する方針			
農地バンクへの貸付けを進めつつ、水稻・高収益作物を主体とする農業法人と園芸・畜産等を中心とする若手担い手が、農地の集積・集約化と作業受委託を基本とし、農業を担う者により農地利用を進める。			
(2)担い手(効率的かつ安定的な経営を営む者)に対する農用地の集積に関する目標			
現状の集積率	25	%	将来の目標とする集積率 85 %
(3)農用地の集団化(集約化)に関する目標			
農業法人は、主に水稻や飼料作物を生産し、効率的な団地化を図り、園芸団地や草地基盤を形成する。今後、基盤整備事業を活用し、水田の条件整備を行い、農作業の効率化を進め集約化を図る。			

3 農業者及び区域内の関係者が2の目標を達成するためとるべき必要な措置

(1)農用地の集積、集団化の取組	
地区の新たな担い手として組織する集落営農組織へ農地を集積することにより、作業の効率化と生産性の向上により収益確保を図る。 若手担い手農業者は園芸団地や草地基盤等、農地を集積する中心経営体として位置付ける。	
(2)農地中間管理機構の活用方法	
基盤整備事業地区内の関係受益農家は、農地中間管理機構を通じて新たに組織する集落営農組織に農地を貸し出す。 基盤整備事業地区外の農地についても、貸借を行う際は農地中間管理機構を活用して農地の集積を図っていく。	
(3)基盤整備事業への取組	
基盤整備事業の導入により、区画の拡大と乾田化による作業の効率化、用排水路の改善による水管理の合理化、耕作道の整備による通作条件の改善、担い手への農地の集積・集約を加速化させ、収益のあがるほ場環境を構築する。 基盤整備事業地区外については、多面的機能支払交付金事業を活用し、計画的に水路や農道などの施設の長寿命化のための補修や更新に努める。	
(4)多様な経営体の確保・育成の取組	
地区の新たな担い手として集落営農組織を立ち上げ、営農を継続する気力と体力のある農家は、集落営農組織のオペレーター又は農作業雇用者として営農に参加する。 若手担い手農業者は、ハウス園芸を中心に意欲的に規模拡大を目指していることから、基盤整備地に園芸団地用地を確保し収益拡大と雇用を創出する。	
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の取組	
基盤整備地区内については、将来的に集落営農組織と若手担い手農業者に農地を集積することから農作業委託の活用は見込まない。 基盤整備地区外についても、集落営農組織への集積又は農作業受託を検討しているが、それまでは機械利用組合による農業機械の共同利用やいわて平泉農協が斡旋する農作業オペレーター等を活用する。	

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組内容を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☒ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☒ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組内容】

①田畑の周り等に野菜くず等を放置したり、収穫しない果樹や竹林を放置しない。国の鳥獣被害防止総合対策交付金事業や中山間地域等直接支払交付金事業、多面的機能支払交付金事業や市の有害獣侵入防止電気柵設置補助金を活用し、鳥獣による農作物被害を軽減する。

③農業用ドローンやラジコン草刈り機等の活用により、農作業の効率化と作業性の向上、コスト削減に取り組む。

⑤りんごも主要な作物に位置づけられ、当地区のりんごを使用したジュース等の加工品も製造・販売しており、特産物としてのりんご生産活動に継続して取り組む。

⑦多面的機能支払交付金や中山間地域等直接支払交付金を活用し、農地の維持管理を行い、農地の耕作放棄地化を未然に防止する。

⑧設立予定の農業法人用の水稻乾燥調整施設の設置が必要。大規模畜産牛舎の建築も想定される。

⑨地区内の畜産農家が利用する牧草、デントコーン等の飼料を栽培・供給することで労働力の負担を少なくし、農地の有効活用を図る。また、農業法人では飼料用米の生産を促進する。稲わらを飼料として畜産農家へ供給する取組を継続する。

⑩農産物の生産のみならず、地場農産物を活用した6次産業化の推進など、多様な営農活動を展開し地域活性化に取り組む。

4 地域内の農業を担う者一覧(目標地図に位置付ける者)

属性	農業を担う者 (氏名・名称)	現状			10年後 (目標年度:令和 16 年度)				
		経営作目等	経営面積	作業受託面積	経営作目等	経営面積	作業受託面積	目標地図上の表示	備考
集	-	水稻	0 ha	ha	水稻	43.5 ha	ha	1	
認農	-	牧草、酪農	4.4 ha	ha	牧草、酪農	5.0 ha	ha	2	
認農	-	水稻、飼料用米、牧草、和牛繁殖	4.4 ha	3.0 ha	水稻、飼料用米、牧草、和牛繁殖	7.0 ha	5.0 ha	3	
認農	-	トマト、野菜、水稻	0.6 ha	ha	トマト、野菜、水稻	3.0 ha	ha	4	
認農	-	水稻、牧草、和牛繁殖	1.9 ha	ha	水稻、牧草、和牛繁殖	1.9 ha	ha	5	
認農	-	ピーマン	0.9 ha	ha	ピーマン	1.3 ha	ha	6	
認農	-	りんご	6.1 ha	ha	りんご	6.1 ha	ha	7	
認農	-	水稻、牧草、和牛繁殖	0.6 ha	ha	水稻、牧草、和牛繁殖	1.0 ha	ha	8	
認農	-	水稻、牧草、和牛繁殖	2.3 ha	ha	水稻、牧草、和牛繁殖	2.3 ha	ha	9	
認農	-	ピーマン、ミニトマト、野菜	0.4 ha	ha	ピーマン、ミニトマト、野菜	0.9 ha	ha	10	
認農	-	水稻、飼料用米	3.9 ha	6.0 ha	水稻、飼料用米	4.4 ha	6.0 ha	11	
認農	-	水稻、花き	0.2 ha	ha	水稻、花き	0.2 ha	ha	12	
認農	-	水稻、牧草、青刈とうもろこし、酪農	0.5 ha	ha	水稻、牧草、青刈とうもろこし、酪農	0.5 ha	ha	13	
認農	-	ミニトマト	0 ha	ha	ミニトマト、シイタケ、ネギ	0.5 ha	ha	14	
利用者	-	水稻	3.1 ha	ha	水稻	3.1 ha	ha	15	
計	15経営体		29.3 ha	9.0 ha		80.7 ha	11.0 ha		

- 注1:「属性」欄には、認定農業は「認農」、認定新規就農者は「認就」、法人化を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」、農業協同組合は「農協」、農業支援サービス事業者(農協を除く)は「サ」、上記に該当しない農用地等を継続的に利用する者は「利用者」の属性を記載してください。
- 2:「経営面積」「作業受託面積」欄には、地域計画の対象地域内における農業を担う者の経営面積、作業受託面積を記載してください。
- 3:農業を担う者に位置付ける場合は、できる限りその者から同意を得ていること。
- 4:作業受託面積には、基幹3作業の実面積を記載してください。なお特定農作業受託面積は、作業受託面積に含めず、経営面積に含めてください。
- 5:備考欄には、農業を担う者として位置付けられた者に不測の事態に備えて、代わりに利用する者を記載するよう努めてください。

5 農業支援サービス事業者一覧(任意記載事項)

番号	事業体名 (氏名・名称)	作業内容	対象品目
1	JAいわて平泉	育苗、耕起、田植え、稲刈、乾燥調製、ヘリ防除	

6 目標地図(別添のとおり)

7 基盤法第22条の3(地域計画に係る提案の特例)を活用する場合には、以下を記載してください。

農用地所有者等数(人)		うち計画同意者数(人・%)	
-------------	--	---------------	--

- 注1:「農用地所有者等」欄には、区域内の農用地等の所有者、賃借人等の使用収益権者の数を記載してください。
- 注2:「うち計画同意者数」欄には、同意者数を記載してください。
- 注3:提案する地区の対象となる範囲を目標地図に明記してください。

(留意事項)

農業を担う者を位置付ける際、これらの者の氏名が含まれた地域計画について、法令に基づく手続として、本人の同意なく、関係者の意見聴取や、地域計画の案の縦覧、地域計画の公告を行うことができますが、個人情報保有に当たっては、利用目的をできる限り特定し、本人から直接書面に記録された個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示してください。

また、市町村の公報への掲載等とは別に、インターネットの利用により関係者以外の不特定多数に対して情報を提供する場合、氏名を削除するなど配慮してください。

必要に応じて区域内の農用地の一覧を参考として添付してください。

